

地域限定保育士試験の実施主体の拡大について

追加の規制改革事項の内容

地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験実施の確保のため、設備、経理的・技術的な基礎、役員構成等についての条件を設けた上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。

概要

<現状>

- 法令上、保育士試験は都道府県が年1回以上実施することとなっている。平成27年度に創設された「国家戦略特区限定保育士試験（地域限定保育士試験）」制度を契機に、大部分の都道府県で年2回の試験を、指定試験機関に委託して実施している。
- 指定試験機関となる法人は、一般社団法人又は一般財団法人に限定しており、現在は全ての都道府県が単一の一般社団法人を指定しているが、試験の実施回数を増やすことには限界がある。

神奈川県からの要望

平成29年2月22日国家戦略特区WGにおいて、議論いただいた事項

- 地域限定保育士試験制度を活用した年3回目の試験実施に向けて、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能とする。**（国家戦略特別区域法改正による児童福祉法の特例措置）**
- その際、公正、適正かつ確実な試験実施のために以下の条件を設ける。
 - ① **地域限定保育士試験の指定試験機関については、設備、経理的・技術的な基礎、役員構成等についての条件を設ける。（国家戦略特別区域法施行令改正）**
 - ② 試験問題の質の確保のため、学識経験者で構成される試験委員の選任に当たっては、試験委員の人数の十分な確保を含め、実施主体である都道府県が十分な検討の上、認可を行う。
- 当該都道府県においては、保育士資格の新規資格者の確保、保育士の就業継続支援、離職者の再就職支援等の保育士確保の取組について、総合的かつ定量的な評価を行い、その結果を公表する。

地域限定保育士試験の実施主体の拡大について

法律改正事項

- 国家戦略特別区域限定保育士試験に係る指定試験機関について、株式会社等の多様な法人を指定することを可能とする旨の内容を含んだ、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号。以下「改正法」という。）が6月23日に公布。

◎ 改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第18条の9 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、**法人**であつて、保育士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

「**一般社団法人又は一般財団法人**」から改正

- また、改正法の成立に当たっては、以下の附帯決議が附されている。

◎ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成29年5月16日衆議院地方創成に関する特別委員会可決）

五 新たに国家戦略特別区域限定保育士事業の指定試験機関となる法人について、**試験実施機関としての適格性・公正性の確保に万全を期すること。**（略）

◎ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成29年6月16日参議院内閣委員会可決）

六 新たに国家戦略特別区域限定保育士事業の指定試験機関となる法人について、**試験実施機関としての適格性・公正性の確保に万全を期すること。**（略）

地域限定保育士試験の実施主体の拡大について

政令改正事項

- 法律にあわせて、指定試験機関の指定先を「一般社団法人又は一般財団法人」から「法人」に改正するとともに、公正、適正かつ確実な試験実施を確保するために必要な要件として、**設備、経理的・技術的な基礎、役員構成等についての条件**を追加するもの。

◎ 国家戦略特区法施行令（平成26年政令第99号）

第6条（略）

- 2 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定試験機関（準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。）の指定をしてはならない。
 - 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 3 都道府県知事は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、**一般社団法人又は一般財団法人**以外の者であること。



◎ 改正後の国家戦略特区法施行令（案）※ 内閣法制局において審査中

第6条（略）

- 2 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定試験機関（準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。）の指定をしてはならない。
 - 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である場合にあっては、構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。**
- 3 都道府県知事は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、**法人**以外の者であること。